

令和4年3月25日
山形県立新庄病院

当院の受診を希望される皆さまへ

山形県立新庄病院長 八戸 茂美

診療体制維持への御協力のお願い（期間再延長）

地域の皆さまには日頃から当院の運営につき御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨日、県から発表がなされましたとおり、この度、当院に入院されている患者5名の新型コロナウイルスの感染が判明いたしました。感染判明後、直ちに接触した職員等の検査を行うとともに、最上保健所の指導の下、感染経路の調査を進めているところです。現在、該当する病棟への新規入院を停止するとともに、外来については職員に陽性者が確認されなかったことから、感染拡大防止策を徹底した上で診療を実施しております。

しかしながら、このような事態に鑑み、現在、皆さまへ御協力をお願いしております期間を下記のとおり更に2週間延長することといたします。

皆さまには、御不便をお掛け致しますが、引き続き安全・安心の医療の提供を維持継続するため、何卒、御理解の上、よろしく御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 御協力いただきたい事項

(1) 外来受診

- ・かかりつけ医をお持ちの方で体調等がすぐれない場合には、先ず、かかりつけ医を受診してください。
- ・当院がかかりつけで症状の落ち着いている患者さまには、本人の御了解をいただいた上で、対面の診察は行わずお薬の処方箋のみを発行する「FAX処方」（=FAXによる御希望の薬局への処方箋送信）にて対応いたします。

(2) 手術及び検査の延期

- ・主治医において延期が可能と判断した手術及び検査については、患者さま本人の御了解をいただいた上で延期いたします。

2 御協力をお願いする期間（再延長分）

令和4年3月28日（月）から4月10日（日）まで（2週間）※

※従来の要請期間（令和4年2月25日（金）から3月27日（日）まで）